



2026年2月12日

各 位

会社名 株式会社ヤマウラ  
代表者名 代表取締役社長 山浦 正貴  
(コード: 1780 東証プライム、名証プレミア)  
問合せ先 執行役員 管理本部副本部長 兼  
経営戦略室統括マネージャー 石川 浩  
(TEL: 0265-81-5555)

## 「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ

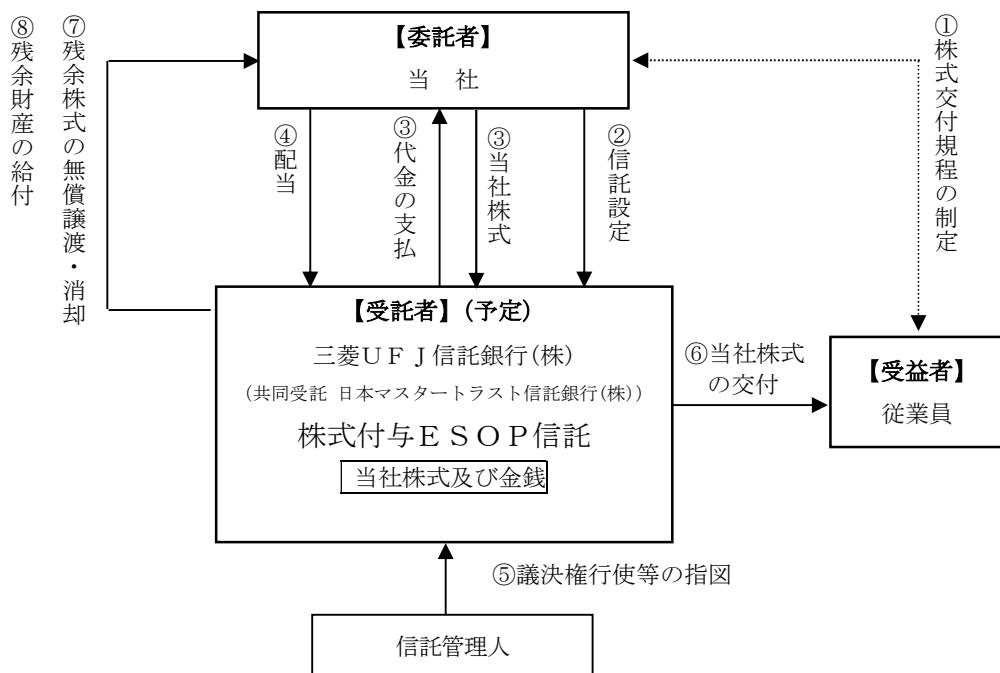
当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員向け株式交付制度「株式付与E S O P信託」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社の従業員（以下、「従業員」といいます。）に対して、当社への帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下、「E S O P信託」といいます。）とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、株式交付条件を満たした従業員に交付するものです。従業員が株式の交付を受ける時期は、原則として毎事業年度終了後ですが、従業員に対して交付する株式には、従業員の退職時まで譲渡制限を付すのものとします。なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。
- (3) 本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を收受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を満たす従業員を受益者とするESOP信託を設定します。
- ③ ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ ESOP信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑤ ESOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の受益者要件を満たす従業員に対して、原則として退職日まで譲渡制限を付した当社株式が交付されます。
- ⑦ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の株式交付制度としてESOP信託を継続するか、ESOP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ ESOP信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の合計額（以下「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属します。また、信託留保金を超過する部分については、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) なお、当社は、信託期間中にESOP信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、ESOP信託に追加で金銭を信託することがあります。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2026年3月2日(予定)
⑧信託の期間	2026年3月2日～2033年3月末日(予定)
⑨制度開始日	2026年3月2日(予定)
⑩議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権行使します。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の総額	396百万円
⑬株式の取得方法	当社(自己株式処分)から取得
⑭権利帰属者	当社
⑮残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以上